

滑川市公共建築物等木材利用推進方針

平成24年7月1日策定

令和4年10月1日改定

滑 川 市

目 次

- 第 1 策定の主旨等
 - 1 策定の主旨
 - 2 木材の利用促進の意義
- 第 2 木材の利用を促進する建築物
- 第 3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進
 - 1 木造化の推進
 - 2 木質化の推進
 - 3 間伐材利用の推進
- 第 4 木材の安定供給体制の整備に関する事項
- 第 5 建築物等における木材利用の推進体制に関する事項
- 第 6 理解の醸成
 - 1 市民の理解の醸成
 - 2 民間業者への周知等

第1 策定の趣旨等

1 策定の趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法第36号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、国の基本方針並びに県の「県産材の利用促進に関する基本計画」に即して、「滑川市公共建築物等木材等利用推進方針」（以下「推進方針」という。）を定めるものである。

2 木材の利用促進の意義

公共建築物等における木材の利用拡大等を通じ、森林資源を循環利用することで、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

- (1) 森林資源の循環が安定的かつ持続的に行われることで、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が図られる。
- (2) 森林資源の木材利用により、炭素を長期間貯蔵可能なことに加え、製造や加工における環境への負荷の低減が図られることで、脱炭素社会の実現に寄与する。
- (3) 森林資源の循環利用により、森林の適正な整備・保全が図られ、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業・木材産業等の振興や山村地域の活性化につながる。
- (4) 木材は高い断熱性や、調湿作用などの優れた特性を有しており、快適で健康的な住環境などの形成に寄与する。

第2 木材の利用を促進する建築物

- (1) 当該建築物を整備する者は、国、県並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令等の基準や木造化することが困難な場合を除き、木造化に努め木材の積極的な利用に努めるものとする。
- (2) 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造を検討する。
- (3) 建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化に努めるものとする。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進

市は、国、県並びにこの方針に沿って、その整備する公共建築物等において、率先して木造化、内装等の木質化など、木材の利用に取り組むものとする。

1 木造化の推進

市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上3階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は、別表に掲げる用途に応じ、原則、木造化を図るものとする。

- (1) 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- (2) 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設
- (4) 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設

(5) その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設

2 木質化等の推進

市有施設の増築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り内装等の木質化を進めるとともに、木材を活用した家具や什器など木製備品の導入などに努めるものとする。

3 間伐材利用の推進

市施工土木工事においては、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、木製残存型枠など間伐材等を積極的に利用するものとする。

第4 木材の安定供給体制の整備に関する事項

市は、これまで取り組んできた低コストで効率的な間伐材生産を図るための路網整備や森林環境譲与税を活用した森林整備等に加え、県が設置する「富山県林業イノベーション推進協議会」に参画し、県と連携してスマート林業技術の検討や普及事業に取り組むなど、木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第5 建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

市は、法及び国、県並びにこの方針を効果的に推進するため、庁内に「滑川市木材利用推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議では、木材の具体的な利用方法を検討し、取組事例や各種補助制度等の情報を共有するとともに、関係部局が計画又は実施する事業等における、積極的な木造化・木質化について協議するものとする。

第6 理解の醸成

1 市民の理解の醸成

木材利用に対する幅広い市民の理解の醸成を図るため、市は、法第9条により定められた木材利用促進月間（毎年10月）及び木材利用促進の日（毎年10月8日）を中心に、県や林業・木材団体などの関係者と連携・協力し、木材の特性や、脱炭素社会の実現に貢献することなどの木材利用の意義について、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

2 民間事業者への周知等

市は、民間事業者による建築物等における木材の利用が促進されるよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努めるとともに、建築物等における木材利用の意義について、民間事業者への積極的な普及啓発に取り組むものとする。

附則 この推進方針は、平成24年7月1日より適用する。

この推進方針は、令和4年10月1日より適用する。

別表

市が整備する木造化を図る公共建築物

建築物の用途		建築物の規模 (1棟当たりの延べ床面積が 3,000m ² 以下に限る)
庁舎・研修所		3階建て以下
学校		3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※
体育館		3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※
社会教育施設 (図書館・美術館等)		3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※
集会場		2階建て以下で客席が 200m ² 未満
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下(2階部分が 300m ² 以上のものは準耐火建築物)
	入院施設なし	2階建て以下
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なもの
市営住宅		3階建て以下(2階部分が 300m ² 以上、若しくは3階建てのものは準耐火建築物)
宿泊施設 (研修宿泊所等)		2階建て以下(2階部分が 300m ² 以上は準耐火建築物)
展示場・物品販売所		2階建て以下(2階部分が 500m ² 以上は準耐火建築物)
試験研究機関	管理棟	3階建て以下
	研究棟	研究業務内容により可能なもの
倉庫		2階建て以下(1,500m ² 以上は準耐火建築物)

※ 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物については、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000 m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は建築基準法施行令第 109 条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。